



第7章

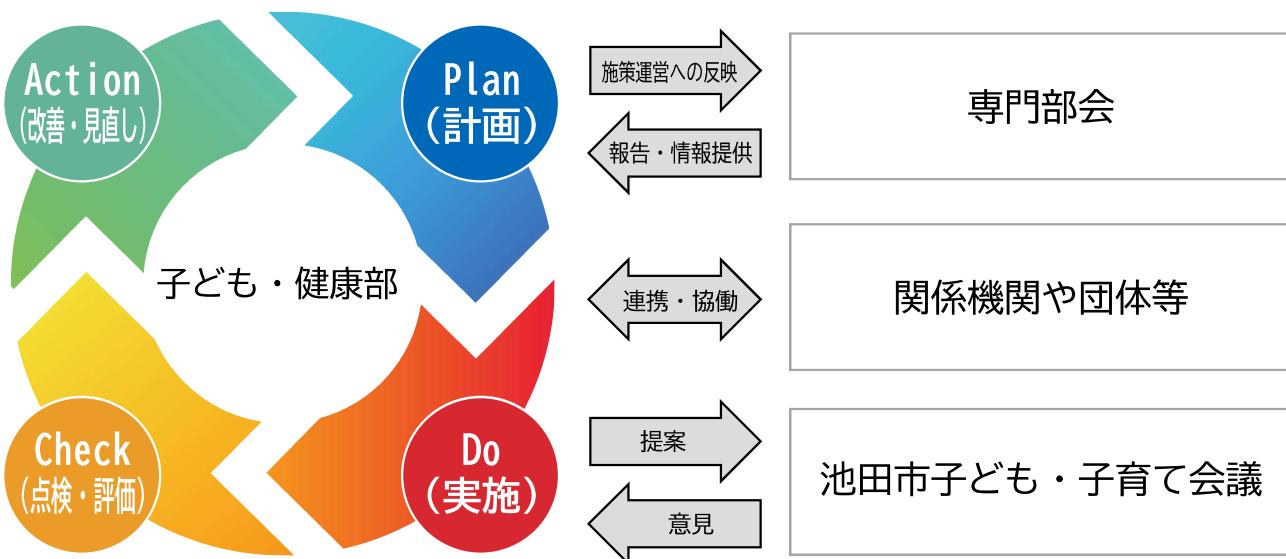
計画の推進に向けて

1. 計画の推進体制

- 子ども施策は、児童福祉分野だけでなく、保健・医療・教育・就労等、様々な分野にわたるため、子ども・健康部局が主管となり、様々な部局と連携・調整を図りつつ、本計画の施策、事業、取り組みを推進します。また、児童手当や児童扶養手当等、国や大阪府の制度に基づくものも多いことから、国や大阪府に対し、積極的に各種施策の充実や要望を行っていきます。
- 幼稚園、保育所、認定こども園等の教育・保育事業を運営する事業者をはじめ、学校や社会福祉協議会、医師会、歯科医師会、ボランティア団体、民生委員・児童委員等の関係団体等の機関と、適切な役割分担のもと連携を強化し、こども基本法の理念に基づいて施策の推進を図ります。
- 幼稚園、保育所、認定こども園等と小学校との相互交流を通じて、職員間の共通理解を図り、一貫した指導を推進するほか、職員の交流を通じて、幼保小の連携を推進します。

2. 計画の進捗管理等

- 計画策定後の各種の施策の推進においては、P D C Aサイクル^{※71}によるマネジメントのもと、子ども・健康部が事務局となり、毎年度の進行状況を把握し、評価・検証についての報告を行います。
- 関係機関や団体等と連携・協働しながら、計画の基本目標の達成をめざします。
- 池田市子ども・子育て会議において、意見を聴取し、必要に応じて点検・見直しを行うとともに、各専門部会において、検討を進めていきます。
- こども基本法及び国のガイドライン等に従い、子ども・若者からの意見の聴取や反映の手法について検討を進めていきます。



^{※71} P D C Aサイクルとは、Plan（計画）、Do（実施）、Check（点検・評価）、Action（改善・見直し）の仮説、検証型プロセスを循環させ、マネジメントの品質を高めようという考え方のこと。